

前回審議会における意見への対応

No.	委員	頁等	岩手県土地利用基本計画 (計画書) 素案該当箇所	意見	修正案及び修正理由
1	細井委員	4	1 土地利用の基本方向 (2) 土地利用の原則 ア 都市地域 「都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導する」	日本の農山村が存続できる小さな拠点についても、計画に盛り込んでほしい。	<p>修正案</p> <p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p>ア 県民の暮らしを支える県土利用 (本文2ページ)</p> <p>(2段落目)</p> <p>「ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。」を、「<u>急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を近隣に集め、周辺の地域と公共交通でつなぐ「小さな拠点」の形成を進めます。</u>」に修正</p> <p>修正理由</p> <p>御意見を踏まえ、第5次県計画にある「小さな拠点」に係る部分を土地利用基本計画にも記載することとする。</p>
2	倉島委員	6	イ 農業地域 「農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る」	「農業の多面的機能」について、農業の「生業」としての多面的機能という概念について、精査してほしい。	<p>修正案</p> <p>「<u>農業・農地</u>の有する多面的機能」に修正 (本文6ページ)</p> <p>修正理由</p> <p>国の計画にある「農業の多面的機能」とは、国土の保全や自然環境の保全のほか、文化の伝承、交流、学習といった広く農業が有する機能を表現しているところ。</p> <p>本県土地利用基本計画においては、国土の保全、自然環境の保全、景観形成といった農地が果たす役割を強調して、「農業・農地の有する多面的機能」と表記する。</p>

No.	委員	頁等	岩手県土地利用基本計画 (計画書) 素案該当箇所	意見	修正案及び修正理由
3	服部委員	10	2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	実質的に山林化・原野化しているような農地の取り扱いをもう少し柔軟にできないか。 農業地域と森林地域が重複する地域の調整指導方針について、もう少し踏み込んだ表現にできないか。	修正案 1 土地利用の基本方向 (2) 土地利用の原則 ウ 森林地域 (本文7ページ) (2段落目) 発揮を期待する機能に応じた施業を実施するとともに、地域の実情に応じた多様で健全な森林の整備と保全を図ります。 修正理由 調整指導方針は原則的な考えを記載するものであるほか、「農業地域と森林地域が重複する地域」における「農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合」では、原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める観点もあることから、調整指導方針は現行どおりとするが、高橋(早)委員からの「耕作放棄地等について、森林に戻す施策があればよい」という御意見も踏まえ、土地利用の原則の森林地域の考え方に、より地域の実情に応じた森林の整備を図る旨の記載を追加する。
4	神田委員	一	全般	土地をどう使うかだけでなく、それを使う人をどう育てるかまで、具体的に盛り込んだ方が良い。	修正案 1 土地利用の基本方向 (2) 土地利用の原則 イ 農業地域 (本文6ページ) (6行目) その際、 <u>認定農業者、集落営農組織や新規就農者などの地域農業の核となる経営体を育成するほか、農業生産の効率化を高め、・・・</u> ウ 森林地域 (本文7ページ、8ページ) (4段落目) その際、 <u>森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を行う地域けん引型林業経営体[*]や新規就業者など地域の森林経営を担う経営体を育成するほか、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、・・・</u> <u>※ 地域けん引型林業経営体 岩手県が認定した林業経営体で、中小規模の森林所有者を取りまとめ、所有者に代わって地域全体の森林経営を行う経営体(森林組合等)をいう。</u> 修正理由 御意見を踏まえ、農林業の担い手の育成について追記する。